

# 【東北2田子地区樹木採取区】

## 樹木採取区の指定(案)について

— 令和3年8月3日 事業者説明会 資料 —

広告資料の一部を抽出しております



## 東北森林管理局公告

国有林野の管理経営に関する法律（昭和 26 年法律第 246 号）第 8 条の 6 第 1 項の規定に基づき下記の樹木採取区の指定に当たり、次のとおり案を縦覧に供します。

なお、樹木採取区の案について、縦覧期間中東北森林管理局長に意見を提出することができます。

令和 3 年 7 月 15 日  
東北森林管理局長

### 1 縦覧に供する樹木採取区の案

#### (1) 樹木採取区の名称

東北 2 田子地区樹木採取区

#### (2) 樹木採取区の所在地

別紙 1 及び別紙 2 のとおり。

#### (3) 樹木採取区の面積

樹木採取区的面積 289.87ha

採取可能面積 143.01ha

備考：面積は、森林調査簿（令和 3 年 3 月 31 日）及び QGIS3.10

（令和 3 年 7 月 1 日時点）の計測による。

#### (4) 区域図及び区域位置図

別紙 2 のとおり。

### 2 縦覧場所

東北森林管理局ホームページ

アドレス

<https://www.rinya.maff.go.jp/tohoku/policy/business/saisyuken.html>

東北森林管理局計画課

〒010-8550 秋田県秋田市中通 5 丁目 9-16 TEL 050-3161-0090

三八上北森林管理署

〒034-0082 青森県十和田市西二番町 1-27 TEL 050-3160-5890

### 3 縦覧期間

令和 3 年 7 月 15 日（木曜日）から令和 3 年 8 月 16 日（月曜日）まで

（ただし、平日の 9:00～17:00 まで）

### 4 意見書の提出

樹木採取区の案に意見がある者は、次に定めるところにより、東北森林管理局長に対し、理由を付して、意見書を提出することができる。

(1) 提出先

(郵送) 〒010-8550 秋田市中通5丁目9番16号  
東北森林管理局長(計画課扱い)宛  
(E-mail) t\_keikaku@maff.go.jp

(2) 提出期限

令和3年8月16日17時までに提出すること(必着)。

(3) 意見書の記載事項

ア:意見のある樹木採取区の名称

イ:意見提出者の氏名、住所、電話番号、職業(法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地、電話番号、団体の目的)を記載する。

ウ:記載は日本語に限る。

(4) 意見書の提出方法

郵送、メール又は持参のいずれかの方法。

(5) 意見の取扱い

提出された意見は樹木採取区を指定するための参考とし、樹木採取区の指定の公示の際に意見の要旨とその処理結果を公表する(意見提出者の氏名等は公表しない)。

## 5 参考情報

(1) 本樹木採取区に設定することが見込まれる樹木採取権の存続期間の案  
8年程度

(2) 森林資源の状況(平成31年3月31日現在)  
別紙3のとおり。

(3) 林道等の状況(令和3年7月7日現在)  
別紙4のとおり。

(4) その他参考となるべき事項  
別紙5のとおり(基本図(5千分の1))。





東北 2 田子地区樹木採取区の所在地

東北 2 田子地区樹木採取区の所在地は、以下の樹木採取区区域一覧表に示すとおりとする。

樹木採取区区域一覧表

都道府県名、市町村名、国有林野名等	区域番号	所在地	備考		
			林班	小班	その他
青森県三戸郡田子町遠瀬字遠瀬深山国有林	区域 1	区域位置図及び区域図のとおり	502	い（一部）	区域位置図及び区域図のとおり
			502	ろ（一部）	区域位置図及び区域図のとおり
	区域 2		502	ろ（一部）	区域位置図及び区域図のとおり
			502	へ（一部）	区域位置図及び区域図のとおり
	区域 3		503	は	
			503	へ	
			503	と	
			503	ち	
	区域 4		503	に1（一部）	区域位置図及び区域図のとおり
	区域 5		503	に1（一部）	区域位置図及び区域図のとおり
	区域 6		503	る1（一部）	区域位置図及び区域図のとおり
	区域 7		504	い	
	区域 8		504	に	
	区域 9		504	ほ	
	区域10		504	ぬ	
			504	そ（一部）	区域位置図及び区域図のとおり
			504	つ	





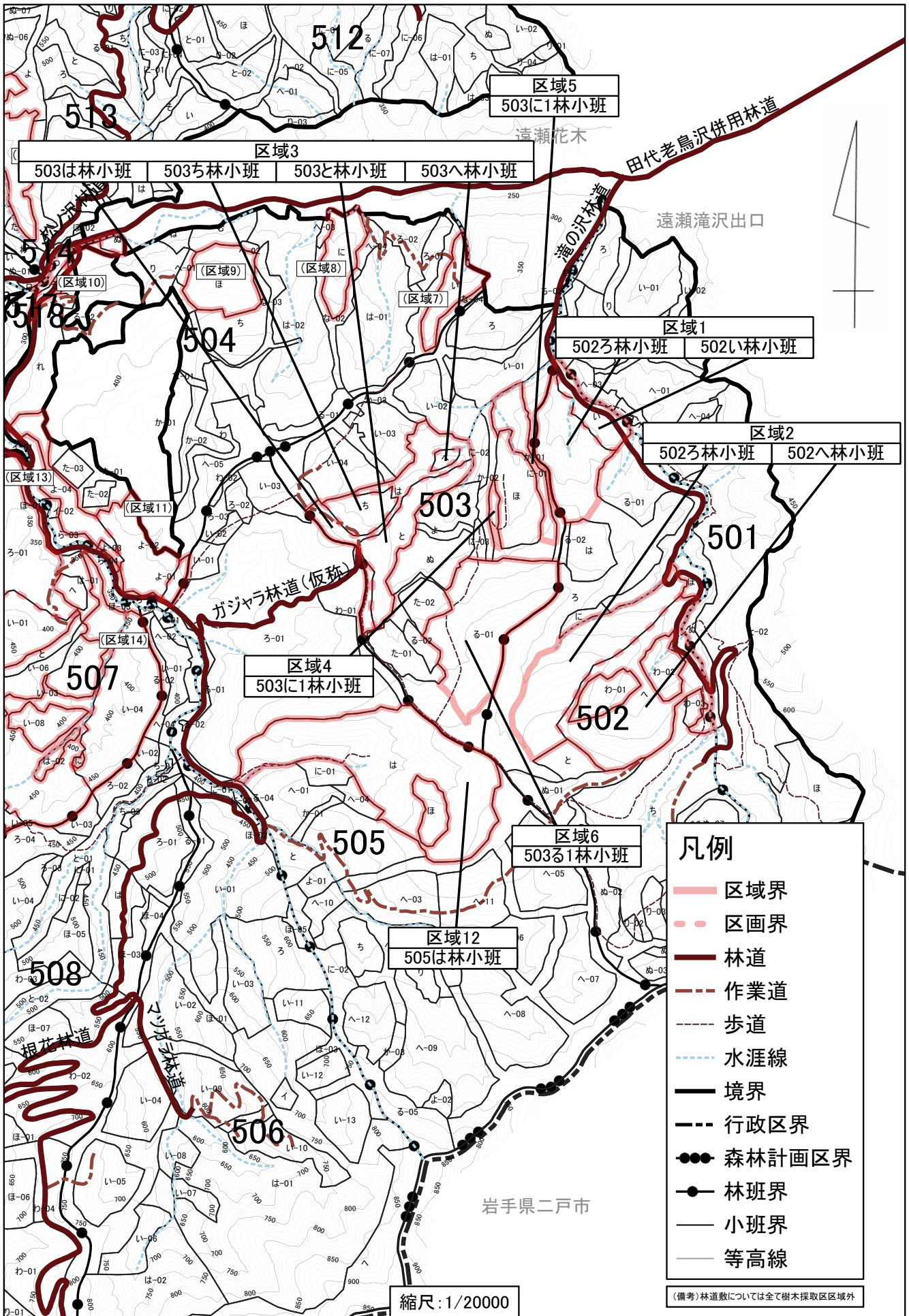
東北 2 田子地区樹木採取区 図面一覧表

図面番号	区分	対象とする区域番号	備考
図面 1	区域位置図	区域 1～区域 6、区域12	
図面 2	区域位置図	区域 7～区域10、区域17、区域22	
図面 3	区域位置図	区域11、区域13～区域15	
図面 4	区域位置図	区域16、区域19～区域21	
図面 5	区域位置図	区域18、区域23、区域24	
図面 1	区域図	区域 1、区域 4、区域 5	
図面 2	区域図	区域 2	
図面 3	区域図	区域 3	
図面 4	区域図	区域 6	
図面 5	区域図	区域 7～区域 9	
図面 6	区域図	区域10、区域17	
図面 7	区域図	区域11	
図面 8	区域図	区域12	
図面 9	区域図	区域13、区域15	
図面10	区域図	区域14	507い3林小班 507い5林小班
図面11	区域図	区域14	507い4林小班
図面12	区域図	区域16	
図面13	区域図	区域18	
図面14	区域図	区域19、区域20	
図面15	区域図	区域21	
図面16	区域図	区域22	
図面17	区域図	区域23、区域24	

備考：区域界の表示方法については、樹木採取権制度ガイドラインについて(令和 2 年 4 月 1 日付 元林国第177号林野庁長官通知)で示された考え方に基づく。

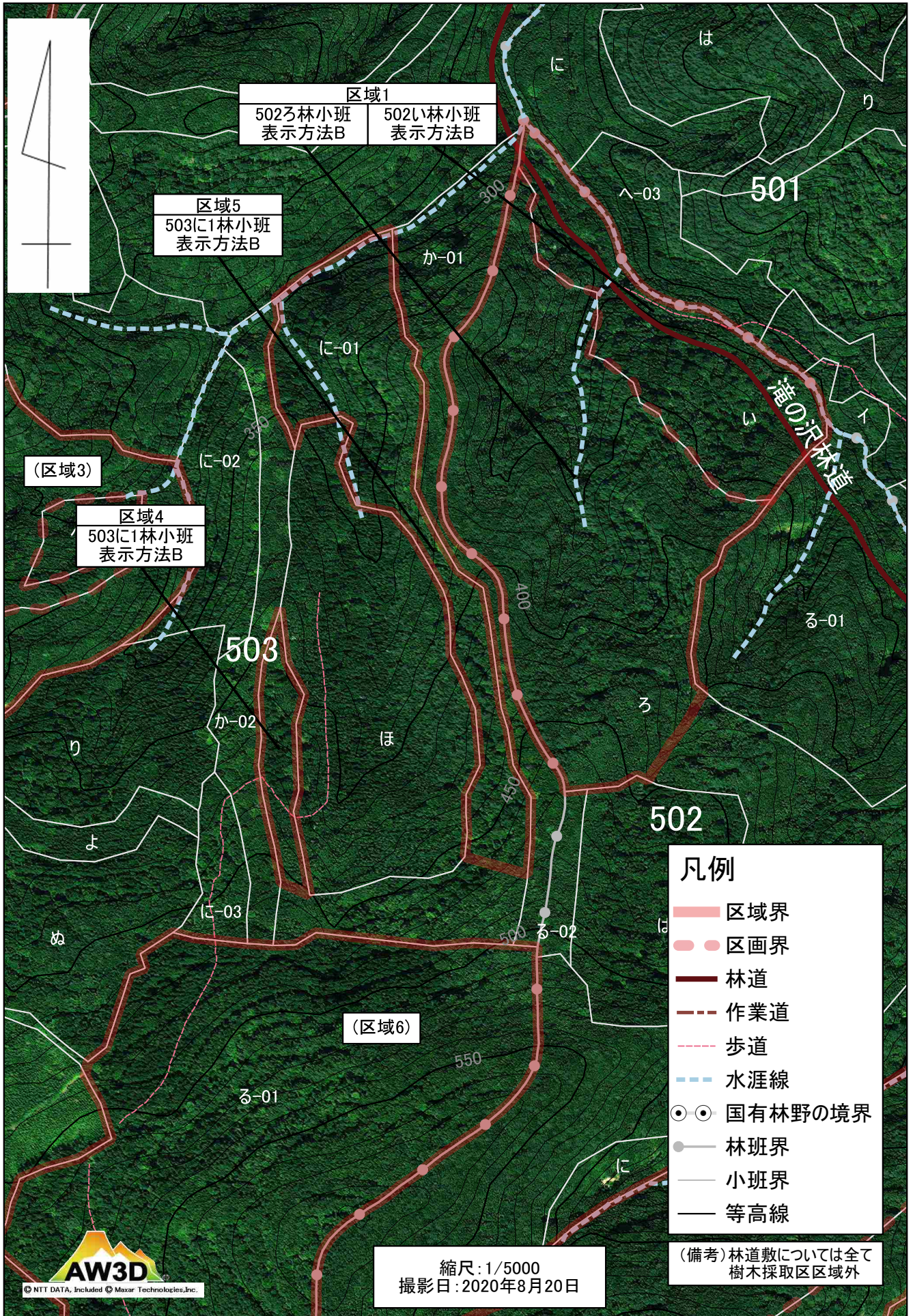


東北2田子地区樹木採取区区域位置図



東北2田子地区樹木採取区区域図  
 青森県三戸郡田子町遠瀬字遠瀬深山国有林

図面番号 図面1



東北2田子地区樹木採取区森林資源等状況一覧表

区域番号	林班	小班	機能類型	施業群	(法令制限) (保安林)	権利関係	小班面積 ha	林種	樹種	混交歩合	林齢	主伐が可能になる 伐期齢	間伐その他の樹木 の採取が可能な 年齢	(現時点)連年生 長量 m <sup>3</sup>	区域界の表示方法	明確でない小班内 雑地等面積 ha	区画面積 ha	区画から控除する 雑地等面積 ha	伐採率 %	採取方法	面的な複層状態に 誘導する小班的ま とまり	主伐箇所の間伐す る場合の間伐率 %	採取可能面積 ha	前回の間伐実施年 度	主伐が可能になる 年度	間伐その他の樹木 の採取が可能な 年度	隣接林分が鬱閉し たものとする年度	ha当たり伐採材 積 m <sup>3</sup>	保護樹帯の設置	保護樹帯が採取可 能になる年度	摘要						
1	502	い	水源	ス・カ	水涵保	共	3.65	単	スギ	100	55	55	-	14.5	B	0.01	3.11	0.01	100	皆伐	-	35	-	H24	R3	R3	-	360	ア、ウ	-							
	502	ろ	水源	ス・カ	水涵保	共	42.83	単	カラマツ 他L	80 20	64 64	50 55	-	43.4 14.5	B	0.07	9.43	0.02	100	皆伐	-	35	-	H20 H20	R3 R3	R3 R3	-	212	ア、ウ	-							
2	502	ろ	水源	ス・カ	水涵保	共	42.83	単	カラマツ 他L	80 20	64 64	50 55	-	43.4 14.5	B	0.07	14.30	0.02	100	皆伐	-	35	-	H20 H20	R3 R3	R3 R3	-	212	ア、ウ	-							
	502	へ	水源	ス・カ	水涵保	共	15.53	単	スギ	100	64	55	-	48.0	B	0.04	14.98	0.04	100	皆伐	-	35	-	H24	R3	R3	-	357	ア	-							
3	503	は	水源	ス・カ	水涵保	共	5.70	単	スギ アカマツ 他L	47 25 28	97 97 97	55 55 55	-	3.7 3.0 2.8	C	0.11	5.70	0.11	100	皆伐	-	35	-	H4 H4 H4	R3 R3 R3	R3 R3 R3	-	354	ア	-							
	503	へ	水源	ス・カ	水涵保	共	0.54	単	スギ	100	48	55	-	4.6	C	0.00	0.54	0.00	100	皆伐	-	35	-	-	R9	R3	-	469	ア	-							
	503	と	水源	ス・カ	水涵保	共	6.50	単	スギ	100	48	55	-	54.6	C	0.02	6.50	0.02	100	皆伐	-	35	-	H24	R9	R3	-	468	ア	-							
4	503	ち	水源	ス・カ	水涵保	共	3.73	単	スギ	100	48	55	-	28.9	C	0.05	3.73	0.05	100	皆伐	-	35	-	H24	R9	R3	-	436	-	-							
	503	に01	水源	ス・カ	水涵保	共	6.28	単	スギ	100	50	55	-	38.2	B	0.07	0.77	0.01	100	皆伐	-	35	-	H24	R7	R3	-	362	-	-							
	503	る01	水源	ス・カ	水涵保	共	6.28	単	スギ	100	50	55	-	38.2	B	0.07	4.03	0.04	100	皆伐	-	35	-	H24	R7	R3	-	362	ア	-							
6	503	る01	水源	ス・カ	水涵保	共	24.15	単	スギ カラマツ 他L	5 75 20	63 63 63	55 50 55	-	2.5 25.2 9.0	B	0.24	17.50	0.17	100	皆伐	-	35	-	H21 H21 H21	R3 R3 R3	R3 R3 R3	-	234	-	-							
	504	い	水源	ス・カ	水涵保	共	3.85	単	スギ	100	46	55	-	31.9	C	0.04	3.85	0.04	100	皆伐	-	35	-	H24	R11	R3	-	418	ア	-							
	504	に	水源	ス・カ	水涵保	共	4.67	単	スギ	100	46	55	-	34.2	C	0.00	4.67	0.00	100	皆伐	-	35	-	H24	R11	R3	-	366	ア	-							
9	504	ほ	水源	ス・カ	水涵保	共	6.27	単	スギ	100	47	55	-	52.2	C	0.00	6.27	0.00	100	皆伐	-	35	-	H18	R10	R3	-	438	-	-							
	504	ぬ	水源	ス・カ	水涵保	共	0.63	単	スギ	100	65	55	-	2.0	C	0.01	0.63	0.01	100	皆伐	-	35	-	H24	R3	R3	-	408	ア	-							
	504	そ	水源	ス・カ	水涵保	共	1.01	単	スギ 他L	91 9	69 69	55 55	-	2.4 0.2	B	0.02	0.83	0.02	100	皆伐	-	35	-	H11 H11	R3 R3	R3 R3	-	406	ア	-							
11	504	つ	水源	ス・カ	水涵保	共	0.69	単	スギ	100	65	55	-	1.4	C	0.27	0.69	0.27	100	皆伐	-	35	-	H14	R3	R3	-	407	ア	-							
	504	よ01	水源	ス・カ	水涵保	共	0.82	単	カラマツ	100	70	50	-	0.8	C	0.05	0.82	0.05	100	皆伐	-	35	-	H25	R3	R3	-	203	-	-							
	504	よ02	水源	ス・カ	水涵保	共	6.38	単	スギ	100	61	55	-	16.1	C	0.01	6.38	0.01	100	皆伐	-	35	-	H21	R3	R3	-	252	-	-							
	504	よ03	水源	ス・カ	水涵保	共	0.19	単	カラマツ	100	73	50	-	0.2	C	0.04	0.19	0.04	100	皆伐	-	35	-	H25	R3	R3	-	200	-	-							
12	504	よ04	水源	ス・カ	水涵保	共	4.52	単	カラマツ	100	62	50	-	5.5	B	0.00	4.50	0.00	100	皆伐	-	35	-	H21	R3	R3	-	202	-	-							
	505	は	水源	ス・カ	水涵保	共	29.00	単	スギ カラマツ	38 62	61 61	55 50	-	26.5 25.9	C	0.45	29.00	0.45	100	皆伐	-	35	-	H14 H14	R3 R3	R3 R3	-	244	ア	-							
	507	い01	水源	ス・カ	水涵保	共	7.09	単	スギ	100	49	55	-	52.1	C	0.53	7.09	0.53	100	皆伐	-	35	-	H28	R8	R6	-	467	-	-							
13	507	い02	水源	ス・カ	水涵保	共	1.81	単	スギ 他L	75 25	65 65	55 55	-	4.6 1.5	C	0.13	1.81	0.13	100	皆伐	-	35	-	H28 H28	R5 R5	R6 R6	-	458	-	-							
	507	ろ01	水源	ス・カ	水涵保	共	12.88	単	スギ	100	58	55	-	58.0	B	1.31	12.77	1.30	100	皆伐	-	35	-	H28	R5	R6	-	460	ア	-							
	507	い03	水源	ス・カ	水涵保	共	26.69	単	スギ	100	63	55	-	103.5	C	1.68	26.69	1.68	100	皆伐	-	35	-	H28	R5	R6	-	460	ア	-							
14	507	い04	水源	ス・カ	水涵保	共	12.51	単	スギ	100	59	55	-	60.5	C	0.56	12.51	0.56	100	皆伐	-	35	-	H28	R5	R6	-	460	ア	-							
	507	い05	水源	ス・カ	水涵保	共	0.56	単	カラマツ	100	61	50	-	1.5	C	0.03	0.56	0.03	100	皆伐	-	35	-	H28	R5	R6	-	457	-	-							
	509	い	水源	ス・カ	水涵保	共	2.64	単	スギ	100	51	55	-	15.7	B	0.03	2.53	0.03	100	皆伐	-	35	-	-	R6	R3	-	392	-	-							
16	510	ろ01	水源	ス・カ	水涵保	共	6.77	単	カラマツ	100	64	50	-	9.5	C	0.06	6.77	0.06	100	皆伐	-	35	-	H17	R3	R3	-	237	-	-							
	513	か	水源	ス・カ	水涵保	共	6.38	単	カラマツ 他L	90 10	59 59	50 55	-	10.6 1.7	C	0.00	6.38	0.00	100	皆伐	-	35	-	- -	R3 R3	R3 R3	-	264	ア	-							
	515	へ01	水源	ス・カ	水涵保	共	16.40	単	スギ	100	51	55	-	82.0	B	0.06	14.92	0.05	100	皆伐	-	35	-	H9	R6	R3	-	315	ア	-							
19	516	へ04	水源	ス・カ	水涵保	共	4.26	単	スギ カラマツ	60 40	46 46	55 50	-	18.6 7.4	C	0.00	4.26	0.00	100	皆伐	-	35	-	H26 H26	R11 R11	R4 R4	-	363	-	-							
	516	へ06	水源	ス・カ	水涵保	共	4.35	単	スギ カラマツ アカマツ	32 39 29	46 46 46	55 50 55	-	10.1 7.4 8.2	C	0.00	4.35	0.00	100	皆伐	-	35	-	H26 H26 H26	R11 R11 R11	R4 R4 R4	-	362	ア	-							
21	521	い01	水源	ス・カ	水涵保	共	27.86	単	スギ カラマツ	17 83	54 54	55 50	-	25.7 80.7	C	0.00	27.86	0.00	100	皆伐	-	35	-	H10 H10	R3 R3	R3 R3	-	388	ウ	-							
	521	い02	水源	ス・カ	水涵保	共	14.82	単	スギ アカマツ ハンノキ	83 14 3	53 53 53	55 55 55	-	66.0 11.9 2.0	B	0.23	14.72	0.23	100	皆伐	-	35	-	H15 H15 H15	R4 R4 R4	R3 R3 R3	-	392	ア	-							
22	522	と01	水源	ス・カ	水涵保	-	2.15	単	スギ	100	50	55	-	12.1	C	0.00	2.15	0.00	100	皆伐	-	35	-	-	R7	R3	-	331	ア	-							
23	530	ろ01	水源	ス・カ	水涵保	-	1.84	単	カラマツ	100	54	50	-	4.0	B	0.15	1.08	0.09	100	皆伐	-	35	-	H29	R6	R7	-	264	ア	-							
24	530	ろ03	水源	ス・カ	水涵保	-	6.00	単	スギ	100	62	55	-	19.1	B	0.32	5.00	0.27	100	皆伐	-	35	-	H29	R6	R7	-	336	ア	-							
																289.87											143.01										

東北2田子地区樹木採取区森林資源等状況一覧表 年齢別区画面積

(単位:ha)

年齢	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	合計	
スギ	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	43.76	37.24	25.28	68.66	0.83	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	4.22	179.99	
カラマツ	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	2.97	24.48	6.38	69.58	0.82	0.19	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	104.42
アカマツ	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	1.48	2.50	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	1.48	5.46
計	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	48.21	64.22	31.66	138.24	1.65	0.19	0.00	0.00	0.00	0.00	5.70	289.87	

- 1: 「区画面積」は、表示方法A及びBにおいては区域位置図における各区画のGIS等による計測値、表示方法Cにおいては森林調査簿の小班面積である。
- 2: 「ha当たり伐採材積」は、林齢、主伐が可能になる伐期齢、現時点の連年生長量、伐採率等から採取時の材積を想定できるよう、参考に記載しているものであり、実際の材積を表すものではない。
- 3: その他表記事項についての凡例は以下による。
- 4: 区域番号及び区画面積以外の情報は令和3年3月31日時点の森林調査簿によるほか、それぞれの区画について樹木採取権制度ガイドラインについて(令和2年4月1日付け元林国経第177号林野庁長官通知)、地域管理経営計画及び国有林野施業実施計画で示された考え方に基づき示したものである。

東北2田子地区樹木採取区森林資源等状況一覧表 凡例

項目	表記	内容
施業群	ス・カ	スギ・カラマツ等施業群(伐期齢以上の林齢で皆伐・新植する施業群)
権利関係	共	普通共用林野
面的な複層状態に誘導する小班のまとまり	面複	伐区が複数の小班にまたがる場合に一塊の採取箇所の面積が2.5ha以下等となる複層伐が可能となる区域
保護樹帯の設置		国が当該箇所で最低限設置する必要があると見込んでいる保護樹帯。
	ア	尾根、溪流沿い等で国有林野の有する公益的機能の維持増進に必要な箇所
	ウ	隣接する林分(民有林を含む。)であって設定が見込まれる樹木採取権の存続期間中に主伐が予定されているものとの境界に当たる箇所

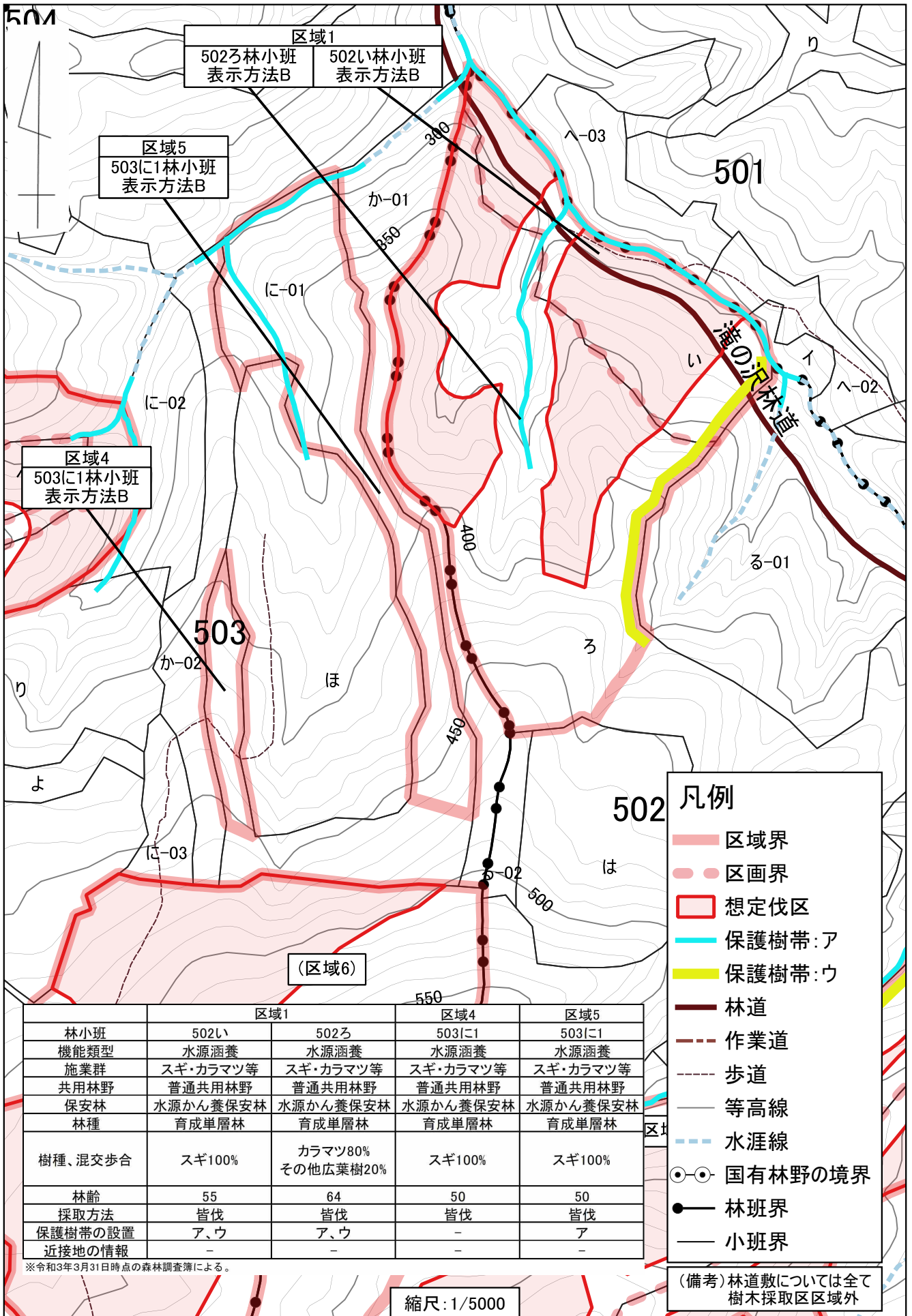
東北2 田子地区樹木採取区 現況図面一覧表

図面番号	区分	対象とする区域番号	備考
図面1	現況図面	区域1、区域4、区域5	
図面2	現況図面	区域2	
図面3	現況図面	区域3	
図面4	現況図面	区域6	
図面5	現況図面	区域7～区域9	
図面6	現況図面	区域10、区域17	
図面7	現況図面	区域11	
図面8	現況図面	区域12	
図面9	現況図面	区域13、区域15	
図面10	現況図面	区域14	507い3林小班 507い5林小班
図面11	現況図面	区域14	507い4林小班
図面12	現況図面	区域16	
図面13	現況図面	区域18	
図面14	現況図面	区域19、区域20	
図面15	現況図面	区域21	
図面16	現況図面	区域22	
図面17	現況図面	区域23、区域24	





現況図面





## 別紙 4

東北2田子地区樹木採取区林道等の状況一覧表

区域番号	区分	路線名	細別	管理者	幅員	特記事項	出典	備考
1,2,4,5	国有林林道	滝の沢林道	自2	三八上北森林管理署長	3.6	なし	林道台帳	
3,6,10~14	国有林林道	根花林道	自2	三八上北森林管理署長	3.6	橋梁の重量制限 14t	林道台帳、 橋梁台帳	
7~10	町道	田代老鳥沢併用林道	自2	田子町長	3.6	橋梁の重量制限 14t	林道台帳、 橋梁台帳	
13,15,16,21	国有林林道	花木林道	自2	三八上北森林管理署長	3.6	橋梁の重量制限 14t	林道台帳、 橋梁台帳	
16	国有林林道	ナグレ林道	自2	三八上北森林管理署長	3.6	なし	林道台帳	
17	国有林林道	松ノ沢林道	自2	三八上北森林管理署長	3.6	なし	林道台帳	
18,23,24	国有林林道	田代老鳥沢林道	自2	三八上北森林管理署長	3.6	橋梁の重量制限 14t	林道台帳、 橋梁台帳	
19,20	国有林林道	栃坂林道	自2	三八上北森林管理署長	3.6	なし	林道台帳	林道修繕のための工事を 令和5年4月~10月に行い 11月に通行可能となる予定 (工事中は通行不可)
22	国有林林道	相内沢林道	自2	三八上北森林管理署長	3.6	橋梁の重量制限 14t	林道台帳、 橋梁台帳	
22	町道	相内沢併用林道	自2	田子町長	3.6	橋梁の重量制限 14t	林道台帳、 橋梁台帳	
3	国有林林道	ガジャラ林道(仮称)	自2	三八上北森林管理署長	3.6	なし		現状作業道であり 林業専用道とするための工事を 令和4年5月~10月に行い 11月に通行可能となる予定 (工事中は通行不可)

## 備考

- 1：樹木採取区からの搬出又は運搬に使用される路線及びその情報を網羅しているものではない。
- 2：令和3年7月7日時点で調査した情報であり、それ以降の状況は反映されていない。
- 3：路線の配置については、別添の現況図及び区域位置図を参照のこと。
- 4：林道工事はあくまで予定であり、変更、中止する場合もある。(工事実施にあたっては樹木採取権者と協議し、双方合意の上実施する。)
- 5：工事が予定されている路線の工事実施後に当該路線を使用して搬出する伐区の樹木料<sup>17</sup>については、工事実施後の搬出条件を前提に算定する。